

4 教保第 381 号
令和 4 年（2022 年）11 月 24 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

『「新型コロナ第 8 波克服」県民共同宣言』について（通知）

このことについて、別添のとおり、県立学校あて通知しましたので参考にしてください。
また、児童生徒及び家族等の感染拡大を防止するため、下記のワクチン接種に係るチラシを情報配信アプリなどにより児童生徒や保護者の皆様に周知をお願いします。

記

- ・「生徒・学生の皆さまとご家族等へのオミクロン株対応ワクチン接種のすゝめ」
（中学・高校生向け）
- ・「11 歳以下のお子様（乳幼児・小児）のご家族等への新型コロナワクチン接種のすゝめ」
（小学生向け）
- ・「啓発チラシ【オミクロン株対応ワクチンがはじまっています】」（参考資料）

長野県教育委員会事務局保健厚生課
（課長）永岡 勝
（担当）中島広介 小田切優美 梅本絵里
電話 026-235-7444（直通）
FAX 026-234-5169
E-mail hokeko@pref.nagano.lg.jp

県立学校長 様

教 育 長

『「新型コロナ第 8 波克服」県民共同宣言』について（通知）

現在、新型コロナウイルスの第 8 波により陽性者が激増し、医療への負荷が急激に高まっていることから、県は「医療非常事態宣言」を発出しています。

このような状況を踏まえ、11 月 22 日、長野県、市長会、町村会などの賛同団体とともに、別添のとおり『「新型コロナ第 8 波克服」県民共同宣言』を行いました。

ついては、各学校におかれましては、この宣言の趣旨をご理解いただき、児童生徒、教職員をはじめ学校関係者、保護者の皆様に対し、宣言へご賛同いただけるよう周知いただくとともに、一層の感染対策をお願いします。

また、児童生徒及び家族等の感染拡大を防止するため、下記のワクチン接種に係るチラシを情報配信アプリなどにより児童生徒や保護者の皆様にあわせて周知をお願いします。

記

- ・「生徒・学生の皆さまとご家族等へのオミクロン株対応ワクチン接種のすゝめ」
（中学・高校生向け）
- ・「11 歳以下のお子様（乳幼児・小児）のご家族等への新型コロナワクチン接種のすゝめ」
（小学生向け）
- ・「啓発チラシ【オミクロン株対応ワクチンがはじまっています】」（参考資料）

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野県教育委員会事務局保健厚生課 （課長）永岡 勝 （担当）中島広介 小田切優美 梅本絵里 電話 026-235-7444（直通） FAX 026-234-5169 E-mail hokeko@pref.nagano.lg.jp |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言にご賛同ください

新型コロナウイルスの第8波により陽性者が激増し、医療への負荷が急激に高まっていることから、長野県では医療非常事態宣言を発出しています。

冬場は心筋梗塞や脳卒中の患者が増える傾向にあることから、新型コロナの感染拡大や季節性インフルエンザとの同時流行により医療がひっ迫し、新型コロナを含むさまざまな疾病等により医療を必要とする方が、適切な受診・治療を受けられず、本来救えるはずの命が救えなくなるという状況は絶対に回避しなければなりません。あわせて、コロナ禍による消費低迷や物価高騰等により、苦境にある地域経済を支えていかなければなりません。

そこで、私たちは、ここに「**新型コロナ第8波克服**」県民共同宣言を発出し、以下の取組を徹底し、自らの組織内に周知するとともに、宣言への賛同を広く呼び掛けて参ります。

- 1 高齢者をはじめ重症化リスクが高い方を守ります
- 2 新型コロナワクチンの接種に協力します
- 3 社会経済活動をできるだけ維持します
- 4 基本的な対策を怠りません
- 5 誹謗中傷や差別的言動は、絶対に許しません

企業、団体、個人の皆さまにおかれても、ぜひこの趣旨をご理解いただき、共に宣言者となって、自分自身を守り、大切な人を守り、社会を守り、この危機を乗り越えましょう。

令和4年11月22日

発出者

長野県市長会、長野県町村会、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、
長野県看護協会、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、
長野県商工会連合会、長野県農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会長野県連合会、
長野県PTA連合会、長野県高等学校PTA連合会、長野県私立高等学校PTA連合会、
長野県養護学校PTA連合会、長野県教育委員会、長野県議会、長野県

「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言

私たちは、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めをかけ、医療のひっ迫を防ぐとともに、社会経済活動を維持しながら第8波を克服するため、以下の取組を率先して行います。

1 高齢者をはじめ重症化リスクが高い方*を守ります

- 重症化リスクが高い方と身近に接する際は、感染させないよう最大限注意します
- 発熱等の症状があるとき
重症化リスクが高い場合：医療機関へ相談の上、速やかに受診します
重症化リスクが低い場合：自己検査や軽症者登録センターの活用、自分自身での体調管理により、医療への負荷軽減に協力します

*重症化リスクが高い方：65歳以上の高齢者、基礎疾患・喫煙歴がある方、妊婦、肥満（BMI30以上）の方など

2 新型コロナワクチンの接種に協力します

- 前回接種から3か月経過したら、オミクロン株対応ワクチンの接種を積極的に検討します
- 季節性インフルエンザワクチンの接種もあわせて検討します

3 社会経済活動をできるだけ維持します

- 節度を守り感染防止の工夫をしながら社会経済活動の維持に努めます

4 基本的な対策を怠りません

- 「感染しない、感染させない」ことを強く意識し、十分な換気、会話の際のマスク着用、手指消毒等の対策を徹底します
- あらかじめ新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬を準備します

5 誹謗中傷や差別的言動は、絶対に許しません

6 私たちの取組

事業者、個人で主体的に取り組む内容を記載ください

- 冬季は換気がしにくくなることを認識し、効果的に換気を行います
- 時差勤務やテレワークを活用し、事務所に在席する人員を減らします など

宣言者名 _____